

日本フードツーリズム学会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「日本フードツーリズム学会」と称する。

2 略称および英訳表記

略称 : J F T S

英訳表記 : Japan Food Tourism Society

(事務局)

第2条 本会の事務局は、理事会の定めるところに置く。

(目的)

第3条 日本フードツーリズム学会（以下「本会」という）は、わが国におけるフードツーリズムの普及と促進を図るもので、フードツーリズムの実践的・理論的研究、旅行マーケットにおけるフードツーリズムの促進、及びフードツーリズムによる地域活性化に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 学術誌の発行
- ② 研究発表会の開催
- ③ セミナー及びシンポジウムの企画・開催
- ④ 学会の成果を地域や地域主体の観光産業に還元する事業
- ⑤ フードツーリズムのモデル地区の調査・研究及び顕彰活動
- ⑥ フードツーリズムに関する関係機関からの相談に対応する業務
- ⑦ フードツーリズムに関する研究委託の受付け業務
- ⑧ 会報の発行やホームページ等による、フードツーリズムの広報活動
- ⑨ その他前条の目的を達成するために必要な事業
- ⑩ 前項までのすべての活動・事業に賛同し、これを活性する会員の組織化
- ⑪ 前各号に掲げるもののほか、理事会が適当と認める活動

第2章 会員

(入会申込みの資格)

第5条 個人・企業・団体を問わず、フードツーリズム及びガストロノミーに関して研究・行動し、または特にこれに関心を有する者は入会を申し込むことができる。

但し、その類別ごとの入会資格は第6条による。

2 その他、入会申込の資格については理事会において決定する。

(会員の種類)

第6条 会員の種類は、次のとおりとする。

- ① 正会員 会員1名の推薦による個人で、本会における研究発表を行うもの
- ② 学生会員 理事会で入会が認められた大学院生・大学生・短大生
- ③ 賛助会員 本会の目的に賛同した個人、または団体・法人等

(入会及び退会)

第7条 会員になろうとする者は入会申込書を会長に提出し、その後、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を得た者は、別途定める年会費を支払い、当該入金の確認をもって会員として登録するものとする。

3 本会を退会しようとする会員は、会長に退会届を提出しなければならない。

4 会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の決議を経て会長がこれを除名することができる。

- ② 会費を会長の指定する日までに支払わなかったとき、または2年以上会費を滞納したとき
- ③ 本会則に違反したとき
- ③ 本会または他の会員の名誉を傷つける行為のあったとき
- ④ 反社会的組織との関係が確認されたとき
- ⑤ その他、本会の目的に反する行為のあったとき

(年会費)

第8条 会員は、細則で定める年会費を会長の指定する日までに納めなければならない。

2 既納の会費は、いかなる場合にも返還しない。

第3章 組織

(役員)

第9条 本会の運営のために以下の役員をおく。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 2名
- ③ 事務局長 1名
- ④ 理事 2名以上、正会員総数の5分の2を上限とする。
- ⑤ 監事 1名以上、3名以下

(選任等)

第10条 役員は、正会員の中から総会において選任される。

2 理事及び会長・副会長は、相互にこれを兼ねることができる。

3 理事及び監事は、その職を兼ねることは出来ない。

(会長・副会長・理事)

第11条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

副会長は、会長を補佐する。

理事は、会長・副会長の役務をサポートし本会業務全般の発展、円滑化を推進する。

2 会長は、会長・副会長・理事からなる理事会を設ける。

3 会長は、理事会の承認を得て、所掌事項の一部を役員または分科会の長に委任することができる。

4 会長に事故がある場合には、副会長がその職務を代行する。

5 副会長に事故がある場合は、会長または会長に指名された理事がその職務を代行することができる。

6 理事に事故がある場合は、会長または会長に指名された理事がその職務を代行することができる。

(理事)

第12条 理事は、理事会を構成し、会則及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

(監事)

第13条 監事は、本会の活動内容を監査する権限を有する。

2 監事は、通常総会において監査結果を報告しなければならない。

3 監事は会計知識を有する正会員がその任にあたる。

(任期)

第14条 会長の任期は3年とし、再任を妨げないが、2期6年を上限とする。

2 副会長・理事・監事の任期は3年とし、再任を妨げない。

(支部の設立と分科会)

第15条 支部の設立および分科会の設置は、研究会の趣旨に基づいて理事会がこれを承認する。

第4章 総会

(総会構成員)

第16条 総会は正会員をもって構成する。

(総会)

第17条 総会は、第16条で定める総会構成員を持って構成する。

2 会長は、毎年1回、会計年度終了後2カ月以内に、通常総会を招集しなければならない。

3 会長は、必要があるときは、理事会の承認を得て臨時総会を招集することができる。

4 総会は以下の事項を審議し決定する。

① 会則の改廃に関すること

② 事業報告及び収支予算に関すること

③ 事業計画報告及び収支予算に関すること

④ 役員を選出

⑤ その他、本会に関する重要な事項

(議長・副議長・書記)

第18条 総会の議長は、総会を招集したものが務める。副議長および書記は、議長の指名とする。

(総会の成立条件)

第19条 総会は、第16条で定める総会構成員現在数の出席が3分の1以上の場合に成立する。

2 総会は、理事会で必要と判断した時には、書面による総会の開催を妨げない。

(議決)

第20条 総会の議事は出席会員の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 欠席する総会構成員は、他の出席する会員または議長にその議決権の行使を委任することができる。

3 前項により評決に加わる総会構成員は、総会に出席したとみなす。

4 書面総会の場合、期限内に書面提出をしたものを、総会に出席したものとみなす。

(臨時総会)

第21条 総会構成員の5分の2以上の者が、会議の目的たる事項を示して請求したときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。

ただし、総会構成員の5分の2以上のものが会長の解任を目的として請求したときは、副会長が会長に代わり臨時総会を招集することができる。

2 臨時総会は、理事会で必要と判断した時には、書面による総会の開催を妨げない。

(開催案内)

第22条 通常総会及び臨時総会は、開催日の2週間前までに、開催日時、開催場所、会議の目的を総会構成員に対して通知する。

ただし、急迫の必要がある場合には、臨時総会の開催通知は会長が相当と認める方法により行うことで代えることができる。

第5章 会計

(会計)

第23条 本学会の事業を遂行するために必要な経費は、次の収入をもってこれを支弁する。

(1) 会員の入会金、会費

(2) 寄付金、協賛金

(3) その他

2 前項(1)の入会金・会費・銀行口座等は細則で定める。

(余剰金)

第24条 余剰金を生じた場合には翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

付 則

(設立期日)

1 本会は、2018年1月1日をもって設立する。

(規約の施行期日)

2 この会則は、2018年1月1日から施行する。

(事務局)

3 本会の事務局は、

〒590-0493 大阪府泉南郡熊取町大久保南5-3-1
大阪観光大学に置く。

細 則

(会費)

1 会費＝年会費は以下のとおりとする。

(1) 正会員／5,000 円

(2) 学生会員／2,000 円

(3) 賛助会員／10,000 円(1口)

*個人は1口以上、法人等の団体3口以上とする。

2 本会の会計用口座は、ゆうちょ銀行に「日本フードツーリズム学会」名で口座を開設する。

口座記号番号 : 00950-1-237235

口座名称(漢字): 日本フードツーリズム学会

口座名帳(カナ): ニホンフードツーリズムガッカイ

尚、ゆうちょ銀行以外に銀行口座を開設する場合は、「日本フードツーリズム学会 代表
会長名」で口座を開設する。会長交代時は、名義変更または新たに会長名義の口座を開設
し、旧口座は、新口座に預金移転後2年以内に口座解約するものとする。